

INFORMATION

暮らしの情報

お知らせ

市役所社会福祉課子育て支援室子育て支援係からのお知らせ

児童手当（特例給付） 現況届を提出してください

児童手当（特例給付）を受給されている方は、毎年、引き続き手当を受ける要件があるかを確認するための「現況届」を提出する必要があります。

提出が必要な方には、6月中旬に案内と現況届の用紙がご自宅に郵送されますので、6月30日(火)までの間に市役所給付金事務室（本庁会議室棟）、または、各支所・行政サービスセンターに提出してください。

現況届が提出されないと、6月分

以降の児童手当の支払いが受けられませんので、必ず提出をお願いいたします。

子育て世帯臨時特例給付金の申請について

消費税率引上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。

支給対象者

・平成27年6月分の児童手当を佐渡市から支給される方

・公務員の方は、平成27年5月31日時点で佐渡市に住民票のある方

※特例給付（児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5千円を支給しているもの）を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を忘れるなどして、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

支給額 対象児童1人当たり3千円

受付期間 6月15日(月)～9月15日(火)

※郵送の場合は、9月15日の当日消印有効です。

申請書の提出方法

対象と思われる方に、6月中旬に

郵送する「児童手当・特例給付現況届」に申請書を同封しますので、現況届とあわせて市役所給付金事務室（本庁会議室棟）、または、各支所・行政サービスセンター窓口に出してください。現況届対象外の方については別途個別にご案内します。

公務員の方については、職場の証明をもらった申請書と印鑑をお持ちになり、期間内に手続きをお願いいたします。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の「振込め詐欺」や「個人情報情報の詐取」に注意ください

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、平成27年度も臨時福祉給付金が支給される予定ですが、市民の皆さまからの申請を受け付ける段階ではありません。申請時期が決まり次第、お知らせします。

ご自宅や職場などに、佐渡市や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかかってきたり、郵便物が届いたりしたら、迷わず市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

市役所社会福祉課子育て支援室

子育て支援係

☎ 63-51113

赤十字幼児安全法講習会を開催します

日本赤十字社新潟県支部では、少子社会が進む中、子どもを大切に守り育てるため、子どもの成長と発達の特徴を知って事故を未然に防ぐとともに、万が一の際の応急手当や、病気の予防と看護の仕方を身につけていただくための講習会を開催します。

開催日 7月4日(土)・7月5日(日)

時間 午前9時～午後5時

会場 佐渡中央会館（佐和田行政サービスセンター隣）2階和室

対象・定員 15歳以上の方・20人

参加費 1800円（教材費等）

持参品 大判のハンカチ・筆記用具・活動しやすい服装・飲み物・昼食

申込期限 6月30日(火)

（※定員になり次第締め切り）

その他

・全日程出席者に受講証を交付します。

・2日目に実施する検定を受けて合格すると認定証を交付します。

お申し込み・お問い合わせ

市役所社会福祉課地域福祉係

☎ 63-51113